

計画素案 → 計画原案【案】の主な変更点

No	素案の箇所	素案に対する御意見等	変更点	原案【案】 変更箇所	
				ページ	行
1	はじめに	(県での検討)	・新たに記述しました。	1,2	-
2	第4章 政策の推進方法	・第3章までを踏まえた形で具体的にどう進めていくかを示す必要がある。 (第4回審議会)	・新たに記述しました。	32~35	-
3	第5章 2020年における社会情勢等の変化と必要とされる取組	(県での検討)	・第5章とせず「参考資料」とし、社会情勢の変化、成果指標の一覧、SDGsのゴール・ターゲットと成果指標との関係等を新たに記述しました。	36~58	-
4	第2章 目指す2030年の姿	・視点「社会」の「農山漁村(むら)」「社会」を次世代に引き継ぐの「むら」社会を引き継ぐが後ろ向きなイメージがする。 (県での検討)	・社会の目指す姿を「豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ」に修正しました。	5	-
5	全般	・全体的に表現の重複などが多く、文章を精査する必要があるのでは。 (県での検討)	・文章を再度読み込み、表現を修正しました。 ・「」を強調したい語句や固有名詞等に厳選しました。 ・第3章の目指す姿(詳細)の文章を5行以内、施策の要約の文章を3行以内に短く整理しました。	-	-
6		・「幸せ」を多用し過ぎではないか。 (第4回審議会)	・上記の全体的な文章の修正の中で、「幸せ」の使用を必要最小限としました。	-	-
7		・「幸せ」が押しつけがましく感じる。 (第4回審議会)	・「幸せ」が成り立っている → 「幸せ」が届けられる、もたらされる に修正しました。	3 4	96 109,115
8	第1章 基本理念	・「幸せ」の4行について、それぞれがつながって「幸せ」になるのではないか。 (第4回審議会)	・「幸せ」の4行の下に、「立場の異なる多様な人が「食と農」を通じてつながることで創り出され、」と記述していることから、素案のとおりさせていただきます。	3	90~96
9		・イメージ図のイラストも、つながりが表現されていない。 (第4回審議会)	・イメージ図は、削除しました。(印刷製本時に、「つながるイメージ図」を作成します。)	3	-
10		(県での検討)	目指す2030年の姿(詳細)のタイトル名を変更しました(人・2、人・4、経済・1、経済・4、環境・1、環境・3)。	9	-
11		(県での検討)	目指す2030年の姿(詳細)ごとに、関連するSDGsの17ゴールのアイコンを掲載しました。(詳細は参考資料54~57ページ)	10~31 54~57	-
12		・農業者の理解がさらに深まるように、もう少し具体的に施策を記載してもいいのではないか。 (第4回審議会)	・経済・1、経済・2の施策については、より具体的な表現に修正しました。 ・全体的に施策群を修正・追加・削除しました。	10~31	-
13		・成果指標はどのような視点で選定し、どのように目標設定をしているのか。 (第4回審議会)	・成果指標の目標値を新たに記入しました。また、指標を選定した理由を一覧表(参考資料50~53ページ)に記載しました。	10~31 50~53	-
14	第3章 政策の方向性	・大人と子どもは分けた方がいい。 ・子どもの時の学校での授業や農業体験などの経験は非常に重要である。 ・一斉に、一律に一定の情報を提供できる場合は、唯一小中学校である。 ・「県民みんな」、「オール滋賀」で表現するならば、あらゆる世代を含めた形で対応しています、とまとめた方がいい。 (第4回審議会)	・人・2と人・3(大人と子ども)を統合しました。 ・人・2の中で、主に子ども世代を対象とした施策を「①学校教育を通じた食育・体験学習等の推進による子ども・若者世代のファン拡大」に、すべての世代を対象とした施策を「②県産農畜水産物の魅力発信によるファン拡大」および「③都市と農村の交流、農業・漁業体験等によるファン拡大」に取りまとめました。 ・このように、人・2の中で、子どもを分けつつ、すべての世代を含めた形の対応を表現しました。	12,13	-
15		・「営農類型を示す」という言葉が必要ではないか。 (第4回審議会)	・経済・1の施策に、「分野別計画等(第4章参照)における営農類型別の農業経営モデルの提示」を明記しました。	16	468
16		・経済・5の「滋賀の幸」という表現は、第2章においても言及されておらず、唐突感があるのではないか。 (第4回審議会)	・第2章に「滋賀の幸」の定義を記述しました。	7 22,23	207~ 209 -
17	第4章 政策の推進方法	・農政水産部以外との連携についての記述が必要ではないか。 (第4回審議会)	・「5 他分野との連携による施策の推進」の中で記述しました。	34	-
18	-	・基本計画の愛称をつけた方がいいのでは？ (第4回審議会)	・条例は正式名称が長いことから愛称をつける必要性がありましたが、基本計画は「滋賀県農業・水産業基本計画」の正式名称そのものが端的に内容を表していると判断されるため、愛称はつけないこととします。	-	-